第三十五条第五号中「又は」を「（新株予約権付社債に付された新株予約権の行使に伴う当該新株予約権付社債についての社債の給付を除く。）」に改め、「いう。）」の下に「、株式交換又は株式移転」を、「分割計画書」の下に「、株式交換契約書、株式移転計画書、株式交付計画書」を加え、同条第六号中「により」を「（株式交換、株式移転及び株式交付を除く。）により」に、「負債その他」を「負債の種類その他当該組織再編成に係る」に、「又は当該」を「又は」に改め、「限る。）」の下に「により当該組織再編成」を加え、「若しくは現物分配法人」を「、現物分配法人、株式交換完全子法人の株主若しくは株式交付子会社（会社法第七百七十四条の三第一項第一号（株式交付計画）に規定する株式交付子会社をいう。以下この号において同じ。）の株主」に改め、「明細書」の下に「（株式交付に係る株式交付子会社の株主から資産の移転を受けた場合には、当該株式交付子会社の株主に対して交付した株式その他の資産の数又は価額の算定の根拠を明らかにする事項を記載した書類を含む。）」を加える。

第三十六条の三の二第一項中「第四条」を「第四条第一項から第三項まで及び第七項から第九項まで」に改め、同条第三項第二号ロ及び第五項中「第五条第二項第二号イ及びロ」を「第五条第二項各号」に改め、同条第七項中「第六条」の下に「（第四号に係る部分を除く。）」を加える。

第三十七条第三項第二号中「第二十二条の六十九第六項第七号及び第八項第七号」を「第二十二条の六十九第五項第七号及び第七項第七号」に改め、同項第六号中「及び第八項第七号」を削り、同項に次の一号を加える。

十　租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和三年財務省令第二十一号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則第二十二条の六十九第六項第七号及び第八項第七号（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）に掲げる事項

第三十七条の十二第六号中「又は」を「（新株予約権付社債に付された新株予約権の行使に伴う当該新株予約権付社債についての社債の給付を除く。）」に改め、「いう。）」の下に「、株式交換又は株式移転」を、「分割計画書」の下に「、株式交換契約書、株式移転計画書、株式交付計画書」を加え、同条第七号中「により」を「（株式交換、株式移転及び株式交付を除く。）により」に、「負債その他」を「負債の種類その他当該組織再編成に係る」に、「又は当該」を「又は」に改め、「限る。）」の下に「により当該組織再編成」を加え、「若しくは現物分配法人」を「、現物分配法人、株式交換完全子法人の株主、株式移転完全子法人の株主若しくは株式交付子会社（会社法第七百七十四条の三第一項第一号（株式交付計画）に規定する株式交付子会社をいう。以下この号において同じ。）の株主」に改め、「明細書」の下に「（株式交付に係る株式交付子会社の株主から資産の移転を受けた場合には、当該株式交付子会社の株主に対して交付した株式その他の資産の数又は価額の算定の根拠を明らかにする事項を記載した書類を含む。）」を加える。

第三十七条の十五の二第一項中「第四条」を「第四条第一項から第三項まで及び第七項から第九項まで」に改め、同条第三項第二号ロ及び第五項中「第五条第二項第二号イ及びロ」を「第五条第二項各号」に改め、同条第七項中「第六条」の下に「（第四号に係る部分を除く。）」を加える。

第三十七条の十七第一項第五号中「又は」を「（新株予約権付社債に付された新株予約権の行使に伴う当該新株予約権付社債についての社債の給付を除く。）」に改め、「いう。）」の下に「、株式交換又は株式移転」を、「分割計画書」の下に「、株式交換契約書、株式移転計画書、株式交付計画書」を加え、同項第六号中「により」を「（株式交換、株式移転及び株式交付を除く。）により」に、「負債その他」を「負債の種類その他当該組織再編成に係る」に、「又は当該」を「又は」に改め、「限る。）」の下に「により当該組織再編成」を加え、「若しくは現物分配法人」を「、現物分配法人、株式交換完全子法人の株主、株式移転完全子法人の株主若しくは株式交付子会社（会社法第七百七十四条の三第一項第一号（株式交付計画）に規定する株式交付子会社をいう。以下この号において同じ。）の株主」に改め、「明細書」の下に「（株式交付に係る株式交付子会社の株主から資産の移転を受けた場合には、当該株式交付子会社の株主に対して交付した株式その他の資産の数又は価額の算定の根拠を明らかにする事項を記載した書類を含む。）」を加える。

第三十七条の十五の二第一項中「第四条第一項から第三項まで及び第七項から第九項まで」に改め、同条第三項第二号ロ及び第五項中「第五条第二項第二号イ及びロ」を「第五条第二項各号」に改め、同条第七項中「第六条」の下に「（第四号に係る部分を除く。）」を加える。

第三十七条の十七第一項第五号中「又は」を「（新株予約権付社債に付された新株予約権の行使に伴う当該新株予約権付社債についての社債の給付を除く。）」に改め、「いう。）」の下に「、株式交換又は株式移転」を、「分割計画書」の下に「、株式交換契約書、株式移転計画書、株式交付計画書」を加え、同項第六号中「により」を「（株式交換、株式移転及び株式交付を除く。）により」に、「負債その他」を「負債の種類その他当該組織再編成に係る」に、「又は当該」を「又は」に改め、「限る。）」の下に「により当該組織再編成」を加え、「若しくは現物分配法人」を「、現物分配法人、株式交換完全子法人の株主、株式移転完全子法人の株主若しくは株式交付子会社（会社法第七百七十四条の三第一項第一号（株式交付計画）に規定する株式交付子会社をいう。以下この号において同じ。）の株主」に改め、「明細書」の下に「（株式交付に係る株式交付子会社の株主から資産の移転を受けた場合には、当該株式交付子会社の株主に対して交付した株式その他の資産の数又は価額の算定の根拠を明らかにする事項を記載した書類を含む。）」を加える。

第三十七条の十五の二第一項中「第四条第一項から第三項まで及び第七項から第九項まで」に改め、同条第三項第二号ロ及び第五項中「第五条第二項第二号イ及びロ」を「第五条第二項各号」に改め、同条第七項中「第六条」の下に「（第四号に係る部分を除く。）」を加える。

第三十七条の十七第一項第五号中「又は」を「（新株予約権付社債に付された新株予約権の行使に伴う当該新株予約権付社債についての社債の給付を除く。）」に改め、「いう。）」の下に「、株式交換又は株式移転」を、「分割計画書」の下に「、株式交換契約書、株式移転計画書、株式交付計画書」を加え、同項第六号中「により」を「（株式交換、株式移転及び株式交付を除く。）により」に、「負債その他」を「負債の種類その他当該組織再編成に係る」に、「又は当該」を「又は」に改め、「限る。）」の下に「により当該組織再編成」を加え、「若しくは現物分配法人」を「、現物分配法人、株式交換完全子法人の株主、株式移転完全子法人の株主若しくは株式交付子会社（会社法第七百七十四条の三第一項第一号（株式交付計画）に規定する株式交付子会社をいう。以下この号において同じ。）の株主」に改め、「明細書」の下に「（株式交付に係る株式交付子会社の株主から資産の移転を受けた場合には、当該株式交付子会社の株主に対して交付した株式その他の資産の数又は価額の算定の根拠を明らかにする事項を記載した書類を含む。）」を加える。

別表十七(二)の二付表二の記載要領第１号中「。）若しくは」を「。）又は」に改め、「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第６号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法（次号及び第３号において「平成31年旧措置法」という。）第66条の５の２（第４項を除く。）（関連者等に係る支払利子等の損金不算入）若しくは第66条の５の３（超過利子額の損金算入）」を削り、同第二号中「第39条の13の２第21項（」を「第39条の13の２第23項（」と改め、「又は租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第102号）第１条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下この号及び第４号において「平成31年旧措置法施行令」という。）第39条の13の２第16項（関連者等に係る支払利子等の損金不算入）」を削り、「。第４号」を「。第５号」に改め、「又は平成31年旧措置法第66条の５の２第３項」を削り、「租税特別措置法施行令第39条の13の２第21項又は平成31年旧措置法施行令第39条の13の２第16項」を「同令第39条の13の２第23項」に改め、同第四号中「第39条の13の２第21項又は平成31年旧措置法施行令第39条の13の２第16項」を「第39条の13の２第23項」に改め、同号を同第五号とし、同第三号中「又は平成31年旧措置法第66条の５の２第２項」を削り、同号を同第四号とし、同第二号の次に次の一号を加える。

３　「小　計　(3)+(4)」の欄は、租税特別措置法施行令第39条の13の２第24項の規定の適用がある場合には、同項に規定する公社債の利子から成る部分の金額を含めて記載すること。

別表十七(二)の五の記載要領第六号(1)中「第39条の13の２第29項第２号」を「第39条の13の２第32項第２号」に、「同条第32項」を「同条第35項」に、「同条第29項第２号」を「同条第32項第２号」に改める。

別表十七(二)の五付表の記載要領第十号を同第十一号とし、同第九号を同第十号とし、同第八号を同第九号とし、同第七号中「第66条の５の２第２項第３号ニ」を「第66条の５の２第２項第３号ホ」に改め、同号を同第八号とし、同第六号中「（対象純支払利子等に係る課税の特例）」を削り、「第39条の13の２第13項各号（対象純支払利子等に係る課税の特例）（同条第37項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる金額がある場合には、当該金額を含めて記載すること。

６　「対象外支払利子等の額　(5)+(6)+(7)+(8)　(9)」の欄は、租税特別措置法施行令第39条の13の２第13項各号（対象純支払利子等に係る課税の特例）（同条第37項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる金額がある場合には、当該金額を含めて記載すること。